

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、有限会社小松電器（所在地 千葉県船橋市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 4 年 12 月 2 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 ０２５－３７０－６６４７（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 ０２５－３７０－６６５０（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
有限会社小松電器	千葉県船橋市本町1-13-10

2. 指名停止措置期間： 令和4年12月2日～令和5年3月1日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の元代表取締役は、代表取締役だった令和元年7月～令和2年9月にかけて、独立行政法人国立病院機構が運営する下志津病院の設備工事などをめぐり、同社が受注できるよう同病院の当時の企画課長に働きかけ、その謝礼として約100万円相当の旅行代などを供与したとして、令和4年5月11日、贈賄容疑で警視庁に逮捕された。また、令和元年7月～令和3年11月にかけて、同社が事務用品納入契約を受注できるよう、国立研究開発法人国立国際医療研究センターの当時の係長に働きかけ、その謝礼として約220万円相当の飲食代や現金などを供与したとして、令和4年6月3日、贈賄容疑で警視庁に再逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第4号イに該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>イ 代表役員等</u> <u>ロ 一般役員等</u>	逮捕又は公訴を知った日から <u>3ヶ月以上9ヶ月以内</u> <u>1ヶ月以上3ヶ月以内</u>